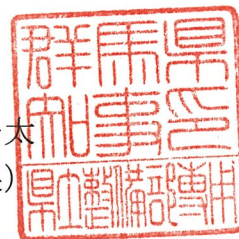


建企第174-3号
令和2年5月6日

(一社)群馬県建設業協会 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)



新型コロナウイルス感染拡大防止のための
群馬県の緊急事態措置の周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、これまでも本年4月15日付及び同22日付けで貴団体に対し、本件における緊急事態措置の周知を依頼させていただいたところ です。

しかしながら、本年5月4日、政府から、緊急事態宣言の延長について発表があり、本県も引き続き対象区域となりました。

これを受けて、別添のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置（第3弾）」を定め、県民のみなさま及び事業者のみなさまへのこれまでの要請内容について、5月31日まで延長することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、引き続き緊急事態措置や該当施設の使用停止の趣旨を御理解いただき、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

なお、今回、停止要請を行わない、社会生活を維持する上で必要な施設等の事業者の皆様についても、継続して職場等における感染拡大を防止するため、適切な感染防止対策を講ずるほかテレワークや時差出勤を積極的に導入していただくよう、併せて御周知ください。

また、これまで実施している措置の効果検証、感染者数の増減や医療体制の確保状況、さらには、5月中旬頃に開催される国の専門家会議の意見等を踏まえ、必要に応じ措置の緩和を検討することを申し添えます。

担当：建設企画課 建設業係 小淵
技術調査係 石坂・土屋
TEL：027-897-2844、027-226-3531
FAX：027-224-1426